

平成20年（ワ）第1978号、第2900号、第4164号、第5120号 ウイルス性肝炎患者の救済を求める全国B型肝炎訴訟・九州訴訟損害賠償請求事件

原告 原告番号1から91番

被告 国

意見陳述書

2009（平成21）年4月15日

福岡地方裁判所 第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小宮和彦

1 はじめに

私からは、裁判長の交代にあたり、あらためて本件訴訟の意義を申し述べるとともに、被告及び裁判所に対して、早期解決への取り組みを要望いたします。

最初に1人の原告のことを話します。

B型慢性肝炎を長く患い、2人の子どもに母子感染させている女性です。本件訴訟の準備にとりかかったころ、北海道の弁護士に紹介されて私の事務所に来られました。平成18年の最高裁判決を報道した新聞記事の切り抜きを大事そうに持っておられ、それを見せながら次のように話されました。

「私の母親はB型肝炎ではありません。なぜ自分がB型肝炎に感染したのかと不思議に思っていました。でも運命なのだと思ってあきらめてきました。自分のせいで子どもたちの人生まで狂わせたと思ってきました。しかし、最高裁判決を知って、予防接種が原因だと分かりました。自分の責任ではなかったと分かって正直ほっとしました。一方で、杜撰な予防接種によって苦しめられてきたと思うと腹が立ちました。でも、最高裁判決が出たのだから、せめて国はちゃんと調査をして、自分も予防接種が原因だと認定してくれる、救済してくれると思いました。しかし、いくら待っても、国は何の調査もしません。救済の話もまったくありませんでした。くやしくて、どうにかならないものかと思い、色々苦労して調べました。やっと最高裁判決に関係した北海道の弁護士事務所に連絡を取ることができ、ここを紹介してもらいました。こんなに人を苦しめておきながら、知らぬふりをして何もしないことが許されるんですか。国に対

して裁判をしてください。ちゃんと救済措置を取らせてください。そして、子どもたちが安心して治療を受けられるような肝炎対策を取らせてください。」

原告の怒りが伝わりました。最高裁判決で責任が認められ、同じ被害者が全国に多数いることは誰の目にも明らかです。にもかかわらず、どうして何の救済措置もとられないのか。国・厚生労働省は一体何を考えているのか。私も激しい怒りを覚えました。この原告の願いを実現させたい、実現させなければならぬと強く決意しました。

2 予防接種行政における被害の隠ぺい

この原告と同じように、原告ら被害者の多くは、B型肝炎になったのは自分のせいだと思って苦しんできました。そう思ってきたのは無知によるものではありません。国が被害を隠ぺいしてきたからです。

注射器の連続使用により血清肝炎、つまりウィルス性肝炎に感染する危険性のあることは、専門家の間では、戦前から指摘され分かっていました。公衆衛生を担当する厚生省の役人が知らなかったはずはありません。にもかかわらず、集団予防接種においては、長年にわたり注射器の連続使用が続けられてきました。国民がウィルス性肝炎に感染する危険性を防止することより、注射器を交換するためのわずかな手間と費用の削減が優先されたのです。

しかも、集団予防接種によりウィルス性肝炎に感染する危険性のあることは、国民には全く知らされませんでした。集団予防接種によるウィルス性肝炎感染の実態調査も全く行われませんでした。

このような国の予防接種行政は、B型肝炎感染の被害を発生させただけでなく、被害者が自分の被害を被害であると気づくことを妨げてきました。これは被害の隠ぺいにほかなりません。

このため、被害者たちは、B型肝炎になった原因が予防接種であるなどとは気づきもせず、自分のせいだと思いこんで苦しんできたのです。

3 最高裁判決とその後の被害の隠ぺい

このような被害の隠ぺいを打ち破ろうと立ち上がった人たちがいました。最高裁判決を勝ち取った北海道の5人の原告です。集団予防接種によってB型肝炎の蔓延がもたらされたことを明らかにし、B型肝炎感染が被害であることを明らかにするため、国に対して訴訟を提起したのです。国の加害責任を明らかにし、全国の被害者に対する救済措置を取らせようとしたのです。

しかし、国は加害責任を否定するとともに、5人が集団予防接種によってB

型肝炎に感染した因果関係を争い、さらには集団予防接種から時間がたち過ぎているから責任はないと除斥の主張をしました。

17年間をかけた裁判の末、最高裁判決は、このような国の主張をすべて排斥しました。原告全員勝訴の判決を言い渡し、国による被害の隠ぺいを許さなかったのです。

ところが、国は、最高裁判決は5人の原告だけについての判断であるとして、全国に多数いる被害者に目をつむりました。5人以外の被害者の実態調査も救済もしようとしませんでした。なおも被害の隠ぺいを続けようとしたのです。

4 全国提訴とその意義

このような被害の隠ぺいは断じて許されるものではありません。

深刻な被害に苦しむ被害者が全国に多数いることを明かにするとともに、すべての被害者の被害の回復を実現するために全国訴訟を提訴しました。

この全国訴訟は、被害者の被害回復にとどまらず、長年の被害の隠ぺいによって、因果関係の立証が困難になっている多くの被害者がいること、さらには予防接種以外の医療行政、血液行政、薬事行政の不適切さによりウィルス性肝炎に感染した多くの被害者がいることから、すべてのウィルス性肝炎患者が安心して治療のできる恒久対策の確立をめざしています。

現在、全国では9地裁に285名、この九州訴訟では101名の原告が提訴するにいたっています。

5 国による被害の隠ぺいの継続

既にこれだけ多くの被害者が提訴しているにもかかわらず、国・厚生労働省は、今でも、最高裁判決は5人だけについての判断に過ぎないと主張し、原告ら被害者に対する救済を全くしようとしていません。

本件訴訟においても、原告らが被害者ではないと主張し、被害の隠ぺいを続けようとしています。

先ほど、岩元弁護士がパワーポイントを使って述べたように、子どもだましのようなごまかしの理由をつけて、原告らが予防接種を受けたこと自体を争っています。また、池永弁護士が述べたように、既に原告らが十分な立証をしているにもかかわらず、不可能な立証や必要のない立証の要求を繰り返し、因果関係を争っています。自らが長年被害の隠ぺいを続けていながら、時間がたち過ぎているから責任を負う必要はないと除斥の主張をしています。

何年もかけて最高裁まで争って勝たなければ救済しないというのでしょうか。

最高裁判決の原告代表である木村伸一さんは、本件訴訟の第1回弁論を傍聴し、弁論後の報告集会にも参加されました。そこで新たな訴訟の原告たちに対して謝罪されました。17年もかけて最高裁で勝ちながら、同じ被害者に対して新たな訴訟を起こさせなければならないことが無念であり、申し訳ないと謝られたのです。

6 国・厚生労働省に望むこと

国・厚生労働省に対して、この法廷にいる国の代理人に対して、とりわけ厚生労働省の職員に対して、声を大にして言いたいと思います。

あなたたちの本来やるべき仕事は、勇気を奮って提訴した原告ら被害者に対して、理由にならない理由をつけて、「お前は被害者ではない」と冷酷非情に突き放すことではないはずです。被害の隠ぺいを続けることではないはずです。

あなたたちの本来やるべき仕事は、原告ら被害者が負担のかかる裁判を続けなくとも、被害者に負担のかからない方法で、1日も早く、1人でも多く、被害者を救済することのはずです。そのための施策を考え、実行することのはずです。

今すぐにでも考えなおし、行動してください。

国民の生命・健康を守るという、被害者を救済するという、本来の仕事をしてください。

7 裁判所に望むこと

裁判所におかれては、以上のような本件訴訟の意義、原告らの思いをご理解いただき、原告ら被害者が1日も早く被害回復ができ、さらにはウィルス性肝炎患者すべてが安心して治療を受けられる恒久対策が確立されますように、迅速適正な訴訟指揮をお願いします。

具体的には、既に立証計画を提出していますように、原告本人尋問を採用され、しかるべき時期には、和解解決を含めた早期解決のために、できる限りのご尽力を要望いたします。

以上